

令和7年度 社会福祉法人飯山市社会福祉協議会事業計画書

1 財政基盤、組織基盤の整備 (財源：会費、寄付)

- (1) 会員制度の充実
 - ・全戸会員制度の充実 (会費 600 円 30%を各地区社協へ交付金還元)
 - ・賛助会員等の加入促進 (企業、福祉施設他)
- (2) 地区社協との活動の連携
 - ・地区社協会長・幹事合同会議の開催
 - ・地区社協活動推進事業補助
- (3) 財政基盤の確立
 - 補助団体からの事業に対する補助金の確保
- (4) 福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の設置
 - 委員数 3名
- (5) 施設の指定管理

施設名	指定期間
飯山市福祉センター	令和7年4月1日から令和12年3月31日 5年間
ケアセンター湯の入	令和3年4月1日から令和8年3月31日 5年間
飯山市心身障害児母子通園訓練施設	令和5年4月1日から令和10年3月31日 5年間
飯山市須多峰介護センター	令和5年4月1日から令和10年3月31日 5年間

2 社会福祉関係機関・団体との連携強化

- (1) 民生児童委員協議会はじめ福祉関係機関、団体、施設等との連絡調整
 - ・事務局を担当する主な団体
飯山市ボランティア連絡協議会、飯山市遺族会、飯山市遺族会女性部、飯水地区保護司会、飯山市更生保護女性会、飯山市手をつなぐ育成会、ii 活プロジェクト実行委員会
 - ・北信ブロック社会福祉事業連絡協議会事業への参画
- (2) 社会を明るくする運動への参加と協力 (会費 1戸40円)
 - 「社会を明るくする運動」 毎年7月が強化月間
 - 内 容 すべての国民が犯罪の防止と、罪を犯した人達の更生について、理解を深め、力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会をつくる運動に協力する。
 - 組 織 中央実施委員会—都道府県実施委員会—地区実施委員会
飯水地区実施委員会 (委員長 飯山市長)
 - 事 業 ・一斉街頭啓発活動 (7月1日)
・周知チラシ全戸配布、ポスター等の掲示
・犯罪予防に関する研修会の開催

3 福祉に関する住民意識の高揚を目指す啓発宣伝 (財源：会費、共同募金配分金)

- (1) 広報紙「社協だより」の発行 (市報、公民館報と合冊で毎月発行)
- (2) ボランティア情報紙「メガホン」の発行 全戸配布 年2回
- (3) 第70回飯山市社会福祉大会の開催
- (4) 信州ふっころフェスティバル 2025 への参加
- (5) ふれあいまつりの開催
- (6) 生活改善の推進
- (7) 新聞、ケーブルテレビ、チラシ、ホームページ等による情報提供

4 住民参加による地域福祉、在宅福祉の総合的推進

- (1) 高齢者福祉事業（財源：市補助金、市委託料、共同募金配分金）
 - ① 老人福祉センター「湯の入荘」の運営と管理
 - ② ケアセンター「湯の入」の運営と管理
 - ③ 長寿祝品の贈呈（対象者 米寿、白寿）
 - ④ ふれあいコール事業

- (2) 障がい者福祉事業（財源：市委託料、市補助金）
 - ① 心身障害児母子通園訓練施設「ゆきんこ園」の運営事業
 - ② ゆきんこ園スポーツ交流事業
 - ③ 車いす移送用軽自動車、車いすの貸出し
 - ④ 障害者活動支援 ふれあいバスハイクの実施

- (3) 児童福祉事業（財源：市委託料、市補助金、共同募金配分金）
 - ① 児童センター（館、クラブ）、北部子育て支援センターの運営
 - ・児童センター運営委員会の開催
 - ・児童館まつりの開催
 - ② 子育て緊急サポート事業
 - ③ 子育てサロン助成事業

- (4) 住民支えあい活動事業（財源：会費、市補助金、市委託料、共同募金配分金）
 - ① 見守り・支え合い活動の推進
 - ・見守りとうど衆の活動推進
 - ・小地域災害時住民支えあい事業
 - ② 有償在宅福祉サービス事業「くらしの応援スマイルとうど」
 - ・日常的な支援（家事援助他）
 - ・専門的な支援（金銭取扱サービス）
 - ③ 産後ママヘルプサービス事業
 - ④ 見守りほのぼの弁当サービス事業
 - ⑤ 災害ボランティアセンター体制整備事業研修会の開催
 - ⑥ 地域におけるよりよい終末を迎えるための準備講座
 - ⑦ 地域の居場所づくり促進事業

- (5) 総合相談事業（財源：市委託料）
 - ① 総合相談事業（毎月20日 午前9時～午後3時）
 - ② 心配ごと相談事業（毎週水曜日 午前9時～午前12時）
 - ③ 相談員研修会への参加・実施

- (6) 日常生活自立支援事業（財源：県委託料）
 - ① 判断能力の低下した方へのサポート事業
福祉サービスの相談、金銭取り扱い、書類預かり等 生活支援員5名
 - ② 生活支援員、専門員研修会への参加・実施

- (7) 福祉教育推進事業（財源：会費、共同募金配分金）
 - ① 社会福祉普及校の指定と連絡調整
 - ② 飯山市福祉教育推進連絡協議会
 - ③ ☆わくワク！！とうど塾☆の開講
 - ④ 施設体験教室(サマーアクション・ボランティア)の開講

- (8) 援護事業（財源：市補助金、県社協委託料、共同募金配分金）
 - ① 歳末たすけあい事業
 - ・未就学児のいるひとり親世帯、経済的困窮世帯等
 - ② 生活福祉資金貸付事業
 - ・貸付相談、受付
 - ・利子補給事業の実施
 - ③ 福祉人材育成事業
 - ④ 長野県共同募金災害援護金配分 被災者に対する見舞金支給（長野県共同募金会）

- ⑤ 交通・災害遺児見舞金支給（長野県社協）
- ⑥ 生活準備支援事業
- ⑦ 福祉金庫貸付事業
・償還金整理

(9) 生活困窮者自立支援事業（財源：県委託料、市委託料）

- ① 自立相談支援事業（複合的な課題を抱える相談者に対する包括的な相談支援）
- ② 就労準備支援事業（基礎能力の形成など一般就労に向けた支援）
- ③ 家計改善支援事業（家計管理に関する相談支援）

(10) 飯山市戦没者・開拓殉難者追悼平和式典（財源：市委託料）

(11) さわやか婚活応援事業（財源：市委託料）

- ① 結婚相談所運営事業
- ② 飯山市結婚仲人連携、相談所登録会員拡充、成婚結びつけ支援
- ③ 婚活セミナー・イベントの開催

5 利用者の立場に立った介護保険事業、障害福祉サービス

（財源：介護報酬、介護給付、市委託料）

(1) 介護保険サービス

- ① 居宅介護支援（ケアプラン作成）
- ② 訪問介護（ホームヘルプ）
- ③ 通所介護事業（デイサービス：ゆきつばき、瑞穂、外様）
- ④ 短期入所生活介護事業（ショートステイ：ゆきつばき、外様）
- ⑤ 介護予防

(2) 障害福祉サービス

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）（重度訪問介護含む）

6 ボランティア活動の推進（財源：共同募金配分金）

(1) ボランティアの育成

- ① ボランティア活動の把握及び調整及び支援・ボランティア情報の啓発宣伝
- ② ボランティア交流集会の開催
- ③ ボランティアの養成
 - ・企業ボランティア活動の推進
 - ・地域住民を対象としたボランティア養成講座
 - ・北信ブロックボランティアの集い、北信ブロック社協福祉体験教室
- ④ 市内の小・中・高校生ボランティアの育成
 - ・ボランティア・スタートセミナーの開講

(2) 福祉活動応援助成事業

(3) いいやま市民活動センターの利用促進

7 寄付金の活用（財源：寄付等）

(1) 善意銀行の運営

- ① 善意の金品等（金銭、物品、労力）の受託と管理、指定による配分福祉基金の造成と果実の運用

(2) 老人福祉センター「湯の入荘」への指定寄付

- ① 善意の金品等（金銭、物品、労力）の受託と管理

(3) 愛のしるし寄付金事業

様々な福祉事業へ活用するための返礼品付き寄付金事業

令和7年度 飯山市老人福祉センター湯の入荘 事業計画書

1 目的

昭和53年4月に、高齢者の心身の健康及び教養の向上と福祉の増進を図る目的で建設されたこの施設は今年で47年目を迎えます。飯山市からの補助金、利用者からの入館協力費等で運営しています。

2 会議の開催

運営委員会の開催（年1回）

3 送迎バスの運行

単位老人クラブ等の団体及び同好会等で5人以上の団体の送迎を行う。

4 同好会の育成

囲碁、民踊、舞踊、詩、絵画、パソコン、カラオケ、ゲートボールの同好会が利用。12月第1土曜日同好発表会を予定。

5 湯の入寄り事業

歌謡ショー、湯の入大縁日などを計画。年齢を問わず幅広く利用してもらえるよう周知を行う。

6 各種大会の開催

ゲートボール大会、カラオケ大会等を毎月開催し利用促進を図る。

7 障害をお持ちの方への対応

福祉手帳をお持ちの方は年齢に関係なく利用可能。利用券購入時のサービスとして2枚増量で対応。また身障者福祉協会への協力として総会時の協力費免除を実施。

8 施設及び設備保守管理等

温泉については、保健所の指導により塩素による滅菌処理、浴槽の残留塩素、温度を計測記録し管理。また業者による浴槽及び配管の消毒洗浄、レジオネラ菌検査、飲料水の受水槽清掃、消防設備点検、建築物定期検査等の保守管理。

9 福祉避難所の設置

平成26年度より指定され、避難所物品を配備。

令和7年度 ケアセンター湯の入事業計画書

目的 住み慣れた地域で、いつまでも元気で、いきいきと暮らし続けられるよう介護予防教室を受託し実施します。

対象者 市内在住の65才以上の高齢者

申込み 飯山市地域包括支援センター

【いきいき健口教室】

教室内容 レクリエーションや音楽・リズムに合わせた運動・口腔体操をします。
時 間 午前9時30分～午後2時 利用は週1回程度
定 員 5教室 各教室18名 送迎・入浴 あり

【体幹トレーニング教室】

教室内容 体幹に関わる体幹筋を鍛え、「見た目も若く美しく」を目標に
時 間 午後0時30分～午後3時00分 利用は月2回程度
講 師 柔道整復師会
会 場 ケアセンター・外様・岡山活性化センター
定 員 4教室 各教室18名 送迎 あり

【あしたのリハ教室】 (あ…歩く、し…喋る、た…楽しく)

教室内容 運動あり、歌あり、笑いありの、自分らしい生活を送るための教室
時 間 午前9時15分～午前11時45分 利用は、月2回程度
講 師 作業療法士
定 員 1教室 各教室18名 送迎・入浴 あり

【湯の入健康教室】

教室内容 介護予防など
時 間 午前10時00分～午前11時00分(月2回程度)
参加費 無料※別途、湯の入荘入館料(300円)が必要
会 場 老人福祉センター湯の入荘

令和7年度 飯山市心身障害児母子通園訓練施設「ゆきんこ園」事業計画書

1 事業の内容

飯山市福祉事務所で受付けた0歳から18歳までの、心身の発達に不安や心配を抱く幼児児童及び母親を対象とし、心身の発達の為の養育や訓練をして、健全な母子関係の形成を援助する為の指導を行い、その育成を助長する。

2 方針

健康な毎日を過ごせるよう、その子にあった良いリズムを整える。将来の自立に向けて食事、排泄、着脱、その他基本的な生活習慣を身につける。

子ども1人ひとりの人権を尊重し個々の可能性を追求しながら療育に携わる。力強く生き抜く為に、より良い母子関係づくりに努める。

3 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 利用者 定員10組

5 開園日と時間

- ・開園日：週5回（月、火、水、木、金）
- ・開園時間：午前9時から午後5時
ただし毎週木曜日及び金曜日は必要に応じ午前9時から午後6時
- ・対象：保育園児・未就園児・その他
- ・休園日：土曜日・日曜日・第3月曜日・祝祭日
8月14日から16日、12月29日から翌年の1月3日
- ・園開放日：月1回(第2土曜日)

6 訓練の内容

- ① 食事、排泄、着脱などの基本的な生活習慣を身につける。
- ② 楽器や遊具、米砂やボールプール、トランポリン、水遊び(夏季)などを取り入れた感覚訓練遊び。
 - ・訓練機器（階段昇降訓練、歩行器など）を使用しての機能訓練
 - ・課題学習と園生活全般から理解言語を増やす
- ③ ケースにより母子分離や交流保育（中野市、須坂市との三園交流会）などの適応訓練
- ④ 外出などで自然の中で遊び、他児との関わりを深め、母子で社会に出る経験の機会をつくる。
- ⑤ 療育支援の実施・訓練
 - ・理学療法（月1回）
 - ・作業療法（月1回）
 - ・音楽療法（月1回）
- ⑥ 発育指導訓練
 - ・施設相談
 - ・歯科衛生士による歯磨き指導

7 連絡会議

- ・関係者連絡会議 保育園、養護学校、児童相談所、福祉事務所
支援センター、児童センター等
- ・関係者施設見学 近隣施設の見学

8 おたよりの発行 月1回（利用者、関係機関）

9 その他

その他事業方針を達成するために行われる、これに関連する事業

令和7年度 飯山市児童センター等 事業計画書

1 目的

児童によりよい環境の遊び場を提供し、健康を増進し豊かな情操を養い、心身ともに健全な児童の育成を図る。核家族化、共働き家庭が急増するなかにあって、留守家庭児童等で保護指導を必要とする小学校児童を保護者からの申請によって保護育成する。

2 運営上の方針

- ・季節や地域に応じた行事を行い、郷土の伝統や文化に触れさせる。
- ・児童の年齢、性格、能力等に応じ、自由遊びや集団遊びを計画指導する。

3 児童館等の概要

施設名	所在地	定員	自由来館
飯山市子ども館「きらら」 (児童センター業務)	飯山市大字飯山 2363 (子ども館きらら内)	-	○
木島児童館	飯山市大字木島 595-2	20	○
飯山児童クラブ	飯山市大字飯山 2363 (子ども館きらら内)	70	
秋津児童クラブ	飯山市大字静間 2608	45	
城北児童クラブ	1 学期 飯山市大字照里 1215 (勤労青少年ホーム内) 2 学期 飯山市大字照里 2025 (城北小学校内)	120	

【利用者】

- ・児童館、児童センター：登録児童（小学校1～6年生で登録申請を許可されたもの）
自由来館児童（0歳～18歳の児童及び保護者）
- ・児童クラブ：登録児童（小学校1～6年生で登録申請を許可されたもの）
- ・利用料無料。ただし、登録児童はおやつ教材費月額3,000円

【開館時間及び休館日】

- ・学校登校日：放課後から午後6時30分まで
- ・学校休業日：午前8時00分から午後6時30分まで
- ・休館日：日曜日、祝日、8月13日から16日、12月29日から翌年の1月3日
※飯山市子ども館（センター業務）にあっては、飯山市子ども館条例の規定による。

4 事業内容

- ・運営委員会の開催
- ・毎月の行事、季節の行事の企画運営とおたよりの発行
- ・保護者総会の開催
- ・避難訓練（年2回）
- ・職員研修（随時）

令和7年度 北部子育て支援センター事業計画書

1 目的

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援及び地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進並びに地域の保育資源の情報提供等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

2 運営上の方針

(1) 育児不安等についての相談

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報提供、援助の調整を行う。

(2) 子育てサークル等の育成・支援

子育てサークル活動を行う者の育成・支援を行う。

(3) 子育て家庭への遊び場の提供

地域の中で孤立しがちな親子に交流、遊びの場を提供する。

3 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 利用者

飯山市内に在住または実家のある就学前の子どもとその保護者

5 開所時間

毎週 月曜日～金曜日 午前9時から午前12時まで

【土曜・日曜・祝日・年末年始・および城北小学校の休業日（ただし夏期休業期間中は除く）】

6 事業内容

- ・ 身体測定 月1回
- ・ 各種講習会 随時
- ・ 絵本の貸し出し 週1回
- ・ 育児相談 随時
- ・ おたよりの発行 月1回
- ・ 職員研修

7 連携機関

地域内の保育所
福祉事務所(家庭児童相談室)
児童相談所
保健所
児童・民生委員
児童福祉施設
医療機関

令和7年度 社会福祉法人飯山市社会福祉協議会 介護保険事業計画書

1 介護保険事業運営方針について

基本目標

飯山市社会福祉協議会の介護保険事業は、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる」を目標に掲げ、全職員が「自分たちが利用したいと思うサービスを提供しよう」という思いを持ち、力を合わせて取り組みます。利用者の自由な意思と選択のもと、介護を受ける権利を保障し、利用者や家族の希望や状況に寄り添い、利用者の基本的人権を擁護し、利用者本位の立場から、その人らしい心豊かな暮らしが送れるよう、自立に向けた介護保険サービスを提供します。

「高齢者の尊厳保持と自立支援」という介護保険の基本理念を一層推進するとともに、第9期となる介護保険事業計画に基づき、以下の事業別運営方針により事業を実施します。

2 事業別運営方針について

(1) 介護人材育成事業の推進

各種の職務職階別・部門別の研修への参加や組織内・職場内の職員研修等を実施し、職員の資質の向上並びに人材の育成を進めます。また、介護人材の確保や育成に資するため研修生を積極的に受け入れるとともに、関係する講座への講師の派遣申請があった場合は積極的に協力し、介護予防と介護支援に努めます。

(2) 介護保険サービスの提供

いずれの介護保険サービスも社協介護保険事業の健全な経営に配慮しつつ地域の信頼に根差した介護保険サービスの提供に努めます。

① 居宅介護支援

本事業は、ケアマネジャーが各家庭を訪問し利用者の状態や家族環境などを調査して当事者と相談しながら介護サービス計画（ケアプラン）を策定するものであり、介護保険事業の基礎部分となるサービスといえます。社協介護保険事業としての公共的な立場から、包括支援センターからの委託業務も計画的に取り入れ、地域の介護サービスの提供に努めます。

ケアマネジャー（職員数）

須多峰介護センター 専任 11人

② 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、要介護状態に至っても可能なかぎり自宅で暮らしたい要介護者の日常生活を支える重要なサービスです。24時間365日、利用者や介護者の希望や状況を踏まえて作成された訪問介護計画に基づき、必要なサービスを提供し、利用者がより自立した生活をおくることができるよう支援します。

訪問介護員ヘルパー（職員数：サービス提供責任者含む。）

ゆきつばき 13人

③ 通所介護（デイサービスセンター）

通所介護は通所施設で要介護者に1日を過ごしていただくもので、当協議会の介護保険事業の中核をなす事業であり、要介護者（利用者）や家族に安心して日常生活を送っていただくための重要なサービスです。

各施設では、きめ細かなサービス提供の体制を構築しながら、利用者一人ひとりの通所介護計画に基づくサービスを提供します。

また、令和7年度よりデイサービスセンター外様を地域密着型事業へ変更し、より一層地域の介護事業に根差した運営の推進に努めていきたいと計画しております。

今後も、第9期介護保険事業計画に則り、地域の需要に応じた4事業所で介護保険の通所サービスを提供してまいります。

	定員	
ゆきつばき	42人	
（舞姫）	（12人）	地域密着認知症対応型
（夕月）	（30人）	
瑞穂	30人	
外様	18人	地域密着型通所介護
合計	90人	

④ 総合事業

対象者は要支援1・2の方と事業対象者の方です。

（ア）通所型サービス

デイサービス3ヶ所で開催。各施設では、食事入浴などの基本的サービスや生活行為向上のため、利用者一人ひとりの通所介護計画に基づくサービスを提供します。

	定員
ゆきつばき（夕月）	4人
瑞穂	4人
外様	3人
合計	11人

（イ）訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者一人ひとりの訪問介護計画に基づくサービスを提供します。

⑤ 短期入所生活介護（ショートステイ）

基準該当サービスとして飯山市の指定を受け、短期入所が必要な利用者を受け入れております。家族の介護疲れを癒す効果も大きく、ショートステイの需要は多い状況です。短期入所生活介護については、ショートステイ外様とショートステイゆきつばき（須多峰）で、定休日のない（ただし、12/31～1/3の年末年始は休日とする）体制で営業を継続し、お盆の営業も実施しております。

また、利用者や介護者にやむを得ない事情が起きた際には、保険者の飯山市高齢者介護支援係と連携をし、緊急的な受入れも実施しております。利用者・介護者より大変助かるとのご意見をいただいております。 いずれの事業所も8～10床と小規模であることから、利用者や介護者の思いに寄り沿った個別の対応に努めてまいります。

	定員	定休日		
ゆきつばき	10人	なし		
外 様	8人	なし	合 計	18人

(3) 障害福祉サービス（ホームヘルプサービス）の提供

障害者の自立支援の観点から、引き続き居宅介護サービス（重度訪問介護含む）を行います。

3 感染症対応について

今年度、須多峰事業所に於いて、8月に疥癬（感染症）を発症された利用者の受入れに伴い、通所利用者及びショートステイ利用者への感染拡大が見られ、関係する皆様に多大なご迷惑をかけてしまう事態となり、心から反省すると共に、予防策の難しさを痛感している所です。今後は今年度の教訓を活かし、初期の段階で感染症が疑わしい方への対応を強化、感染拡大しないよう気をつけて業務に従事いたします。

今後も地域の高齢者が介護サービスを健全に利用する事ができ、利用者・介護者より選ばれる事業所となれるよう、職員一丸となって努力してまいります。